

植物防疫法施行規則の一部改正に関する公聴会の概要について

令和4年3月22日
農林水産省消費・安全局

1. 開催日時及び場所

- ・日時：令和4年2月8日 14:00-15:20
- ・場所：中央合同庁舎4号館

2. 公述申込者

公述申込者及びその所属は以下のとおりであった（申し込み順）。

- 君島 悦夫（一般社団法人全国植物検疫協会）
- 久保田 健嗣（国立研究開発法人 農業・食品産業技術総合研究機構 植物防疫研究部門）
- 藤川 貴史（同上）
- 吉松 慎一（同上）

3. 公聴会で述べられた意見の概要

公述申込者4名から意見が述べられ、全員賛成であった。

(1) 検疫有害動植物について、1種を新規に指定し、1種を削除するとともに、1種について分類の変更により学名を見直すことについて（規則第5条の2及び別表1関係）

- ・検疫有害動植物として規則別表1へ新たに追加が提案されている *Grapevine red blotch virus* は、海外で問題となっており、リスクアナリシスの結果からも、国内に侵入した場合に大きな経済的被害を与える可能性が予想されることから、見直しは妥当である。*Grapevine leafroll-associated virus 8* の削除についても、当該塩基配列が病原体でないことが判明したことに伴うものであり、妥当である。
- ・新規に追加される *Grapevine red blotch virus* は海外で問題となっている植物ウイルスであり、国内に侵入した場合に大きな経済的被害を与える可能性が予想されることから、妥当である。既存の検疫有害動植物の削除については、最新の科学的根拠によって妥当であると考え。また、再分類による学名の修正についても、同じ病原体にも関わらず、現場と科学界で異なる学名で呼ぶことは混乱を招くことから、今回の学名修正は混乱を回避するためにも妥当であると考え。

今回ゲノム解析の結果によって削除対象となった *Grapevine leafroll-associated virus 8* のように、他の検疫有害動植物についても植物由来の配列であるものが含まれる可能性は考えられるため、ゲノム解析等最新の科学成果には注視して頂きたい。

- ・検疫有害動植物として規則別表1に追加が提案されているウイルス1種については、海外で近年発生報告が相次いでおり、国内に侵入した場合のリスクアナリシスについて適切に行われた結果であると考ええる。

また、従来ウイルスとされていた本検疫有害動植物の塩基配列は、規則別表およびリスクアナリシス報告書にも記述されているように、ブドウのゲノムの一部であることが判明したので、削除することは妥当であると考ええる。

加えて、検疫有害動植物の学名の表記の見直しについて、本菌類をタイプ種として2017年に新属 *Bretziella* が設立され、その属名が本菌類に適用されるようになり、その後世界の研究者等によりその取扱いが継承されるようになっており、今回学名（属名）を修正することは正しいと考える。

- (2) 輸出国における栽培地検査の対象とする検疫有害動植物のうち、2種について輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動植物に指定し直し、6種についての発生地域又は寄主植物を見直すとともに、1種について分類の変更により学名を見直すことについて（規則第5条の4第1項及び別表1の2関係）

- ・これら検疫有害動植物のうち、*Broad bean true mosaic virus*（ソラマメトウモロコシモザイクウイルス）を別表1の2から別表2の2に移し、検疫措置（精密検査）の選択肢を追加することは妥当である。また *Plum pox virus*（ウメ輪紋ウイルス）については、海外での新たな地域および宿主植物における発生の記載に伴うものであり、対象となる地域及び植物の追加は妥当である。
- ・規則別表1の2から2の2へ移動するとともに、輸出国における栽培地検査に精密検査の選択肢を追加する2種について、リスクアナリシスに基づいた判断であると考えられ、極めて妥当である。対象地域、対象植物の追加等を行う6種については、当該地域における発生や感染植物の追加に関する新たな記載や報告によるものであり、見直しは妥当であると考ええる。再分類による学名の修正も上述の通り妥当である。

検疫措置の追加において、*Pantoea stewartii* subsp. *stewartii*（トウモロコシ萎ちょう細菌病菌）の精密検査にPCR法の選択肢を追加されたことを評価したい。他の栽培地検査を要する検疫有害動植物についても、PCR法等（RT-PCR法、リアルタイムPCR法）による精密検査の選択肢が増えていくことが望ましいと考える。

- ・細菌1種とウイルス1種について検疫処置の選択肢を追加することは、リスクアナリシス報告書にも書かれているように、妥当な処置である。故に規則別表1の2から2の2への移動となると理解した。

また、害虫1種については近年急激に分布を拡大しており、記載されている地域を追加することは正しい。線虫3種の地域の追加、植物の追加、地域の表記の修正については、リスクアナリシス報告書にあるように妥当である。菌類の1種の地域の削除、植物の追加に関しては、リスクアナリシス報告書にある通りで適

切な処置である。ウイルスの1種の地域の追加、植物の追加についてもリスクアナリシス報告書に掲載されており正しい扱いである。

検疫有害動植物の学名の表記の見直しについても、正しい処置である。

(3) 輸入を禁止する植物に係る検疫有害動植物のうち、6種についての発生地域又は寄主植物を見直すことについて（規則第9条第1号及び別表2関係）

- ・ *Erwinia amylovora*（火傷病菌）やカンキツグリーンング病菌を始め、今回対象となった検疫有害動植物については、当該地域における発生の新たな記載によるものであり、見直しは妥当である。
- ・ 害虫3種についての地域の追加及び対象植物の削除に関しては、最新のリスクアナリシス報告書に既に盛り込まれており適切な処置である。また地域の表記の修正に関しては英語読みに変更したもので、妥当である。線虫の1種の地域の追加はリスクアナリシス報告書にもあるように適切である。細菌の2種の地域の追加に関してもリスクアナリシス報告書にあるように妥当である。

(4) 輸入を禁止する対象から除外する植物に係る検疫有害動植物について1種を新規に追加し、2種について輸出国における栽培地検査の対象とする検疫有害動植物から指定し直すとともに、12種についての発生地域又は寄主植物等を見直すことについて（規則第9条第2号及び別表2の2関係）

- ・ *Broad bean true mosaic virus*（ソラマメトゥルーモザイクウイルス）に対する検疫措置（精密検査）の選択肢を追加することともに、植物についても、ソラマメおよびエンドウへの感染が報告されていることから、妥当である。また、*Potato spindle tuber viroid*（ジャガイモやせいもウイロイド）、*Pepino mosaic virus*、*Tomato leaf curl New Delhi virus*、*Tomato mottle mosaic virus*について、対象となる地域または植物を見直すことは、新たな報告、記載に伴うものであり、妥当である。

Broad bean true mosaic virus（ソラマメトゥルーモザイクウイルス）のエンドウでの種子伝染性は未確認であることから、対象植物から種子を除くことは妥当であるが、ソラマメと同様に種子伝染する可能性があることを念頭に、海外の報告等を注視するとともに、植物防疫所等において実験的に種子伝染性の有無を確認することも検討いただきたい。

- ・ 検疫措置の追加の対象となる検疫有害動植物3種については、リスクアナリシスの結果として妥当である。既存の検疫有害動植物の対象地域又は対象植物の追加、修正等の対象となる検疫有害動植物12種については、それぞれ新たな記載や報告によるものであり、見直しは妥当である。
- ・ 菌類1種の措置の追加に関しては、リスクアナリシス報告書にあるので適切である。細菌1種の植物の追加及び検疫措置の追加についてはリスクアナリシス報告書にあるので適切である。ウイルス1種の植物の追加及び検疫措置の追加につい

てはリスクアナリシス報告書にあるので適切である。

(5) その他の意見

- 植物に有害な病害虫の国際間の侵入・まん延を防止するため、国際植物防疫条約が設けられ、我が国も加盟しているところ。この条約前文には、「植物検疫措置は技術的に正当なものであり、かつ、透明性があるべき……」と記載されており、植物検疫措置は学術的な知見つまり技術的な根拠に基づいて設けられるべきものとする。

今回の植物防疫法施行規則の一部改正に当たっては、病害虫の学術文献に基づき危険度評価(PRA)を行い、その結果に基づく規則改正である。

具体的には、検疫有害動植物の1種追加、輸出国に求める栽培検査、輸出前の植物検疫措置の見直しなどは、技術的根拠に基づき取られた措置であることから、今回提示されている省令改正(案)は適切である。

なお、改正案の公布に当たっては翌日施行とのことだが、輸入港での検査の際、混乱が生じることがないように配慮をお願い致したい。また、水際で植物防疫官は日々粛々と業務に当たっていることと思うが、本規則の厳格な運用もお願いしたい。

- 今後も、日本の農業や自然環境へ影響が大きいと考えられる病害虫については、発生状況や発生地での対応等の情報を収集し、適切なリスクアナリシスを実施して頂きたい。

また、検査すべき検疫有害動植物が増加したり、必要な検査が増加したりと、植物防疫に関わる皆さんの負担が大きくなっていると思われる。人員の確保ももちろんのこと、検疫技術の高度化や効率化を目指した研究機関や大学等との交流を一層進めて頂きたい。

- 海外からの農産物やその加工品等の輸入の増加や近年の地球温暖化に係わる病害虫の侵入リスクの高まりを背景として、現在は、海外からの病害虫の侵入を水際だけの取り組みで対応するのは非常に困難になっている。そのためリスクアナリシスを伴う検疫有害動植物の見直しは重要な作業と考える。私が昆虫の分類学を専門とすることもあって、新たな病害虫の種、亜種、系統などが今後も発生することが予測されるため、日本国内で病害虫の分類の専門家を育成し、十分な人材を確保することが必要であり、行政部門にもその様な認識を持っていただきたい。